

厚生省歯科衛生課創立 60 周年を振り返る・歯科行政官の系譜

元東京歯科大学，鶴見大学教授（元厚生省歯科衛生課長）

宮 武 光 吉

はじめに

歯科医師は，歯科診療に従事している者が大多数であり，ついで大学および附属病院などで，教育・研究そして歯科診療に携る者が続き，行政官として，中央官庁，地方自治体・保健所などに勤務しているものは少なく，2006 年末現在で 211 名（0.2%）に過ぎない。

厚生労働省医政局歯科保健課の前身である厚生省医務局歯科衛生課が 1948 年 7 月に設置されてから，昨年で 60 周年を迎えた。そこで，この機会に自分史を縦系に，その時代の上司や同僚ならびに関係者との係わりを横系として，わが国における歯科行政官の系譜をたどってみることにした。

1. 歯科行政官としての自分小史

1937 年 6 月に満州国奉天市（現中華人民共和国瀋陽市）で，出生。

1943 年に父の郷里である香川県に祖父とともに帰国。再渡航が困難となり，祖父と生活している間に敗戦となり，その間に国民学校へ入学した。

1946 年に父たちは引き揚げたが，まもなく上京，私も 1951 年夏に上京した。

1956 年，東京医科歯科大学歯学進学課程入学。

1957 年に「公衆衛生修学資金貸与法」が施行され，修学生が募集されているのを知り，応募し採用された。

学生時代は，無歯科医村診療・調査活動に参加して，夏休みの大半を岩手県内の無歯科医村で過ごした。これらの活動を行うに当たり，当時の公衆歯科衛生研究会（紫茗会）の顧問であった，口腔衛生学教室の岡本清櫻教授，榊原悠紀田郎助教授の指導を受けた（歯界展望；25（3）1965）。

1962 年に，当時の厚生省の斡旋により，神奈川

県職員に採用され，鎌倉保健所に勤務した。当時県内の保健所には，3 人の歯科医師が勤務していて，その一人が小田原保健所勤務の三井男也であり，公衆衛生修学生の先輩でもあった。

1962 年の 8 月 20～25 日に開催された，国立公衆衛生院で全国歯科技術職員講習会に出席した。演題と講師は次の通りであった。

○歯科行政の現状と問題点

厚生省医務局歯科参事官 高木圭二郎

○公衆衛生行政の最近の動向

国立公衆衛生院衛生行政学部長 橋本正巳

○母子衛生の現況

国立公衆衛生院母子衛生学部長 林 路彰

○欧州における最近の歯科事情

日本歯科大学教授 園山 昇

○集団におけるう歯検出法

東京医科歯科大学助教授 島田義弘

○癌の疫学

国立公衆衛生院疫学部長 平山 雄

○シンポジウム 歯科疾患の疫学

司会 高木圭二郎

日本歯科大学教授 丹羽輝男

東京医科歯科大学教授 大西正男

日本大学歯学部助教授 森本 基

東京歯科大学教授 竹内光春

○小児歯科学の新しい問題点

東京医科歯科大学助教授 落合靖一

○歯科領域における職業病

日本大学歯学部教授 木所正直

○歯科疾患予防対策の進め方

司会 日本女子衛生短期大学教授

榊原悠紀田郎

川崎市中原保健所 松井二男

神奈川県小田原保健所 三井男也
滋賀県大津保健所 速水昭介
長野県衛生部 小山 健

○公衆衛生と栄養指導

国立公衆衛生院栄養化学部長 佐藤徳郎

○歯周疾患について

日本大学歯学部教授 正木 正

○乳幼児の歯科保健指導の実際について

司会 杉並西保健所 宮入秀夫

国立公衆衛生院母子衛生学部 船川幡夫

日本大学歯学部教授 深田英朗

神奈川県小田原保健所 池田寿子

東京都杉並西保健所 今井 徳

また、同年10月からの国立公衆衛生院医学科基礎課程も受講した。

1963年10月、厚生省医務局歯科衛生課に転勤した。同年、1957年以降に医師・歯科医師で行政官になったものが中心となって「関東衛生行政研究会」を設立した。この会は相互の親睦をはかるとともに、業務研究を行うなどの活動をしてきたが、のちに医系技官の待遇改善運動を展開し、「初任給調整手当」の増額を獲得するなどの成果を上げた。

当時の歯科衛生課は、その年の4月に復活したばかりで、高木圭二郎課長（その後、笹本正次郎課長）、能美光房課長補佐（その後、三井男也課長補佐）そして自分（翌年4月に歯科衛生係長となった）のほかには事務官が3人という小世帯であった（歯界展望；31（4）1968）。

高木圭二郎課長（1958年～63年退官後、東京歯科大学教授のちに同大学学長）は、商業学校→東京歯科医専（1935年）卒→ハルピン医大教授→厚生技官となり、国立病院課課長補佐から、歯科衛生課廃止後の歯科参事官、1963年復活後の歯科衛生課長になったが、わずか6カ月後に退官された。3歳児歯科健康診査の企画・実施にあたった。1987年逝去。

1963年は、第2回目の「歯科疾患実態調査」の実施年であり、この調査の一部として行われた歯周疾患に関する特別調査の調査員として加わり、結果を集計する段階で、国立予防衛生研究所歯科

衛生部（大西栄蔵部長）の岡田昭五郎室長から、疫学的な手法についての指導を受けた。その後、1966年9月から同部の研究生となり、杉並西保健所の宮入秀夫らと乳歯と永久歯とのう蝕罹患傾向の相関についての論文をまとめた（口腔衛生学会雑誌；18（1）1968）。

大西栄蔵部長（1948年～58年→国立予防衛生研究所歯科衛生部長）は、東京歯科医専（1923年）卒業後、郷里（大分県）で開業した後、厚生省歯科治療室勤務を経て、戦前に行政官へ転身し、戦後、初代歯科衛生課長（1948年7月）となり、歯科三法の立案、歯科疾患実態調査の企画（1957年、以後6年ごとに実施）などにあたった。1970年逝去。

1965年2月～6月にWHOフェローシップとして、デンマーク・コペンハーゲンの王立歯科大学で開催された「WHO小児歯科衛生ポストグラジュエートコース」に参加した（口腔衛生学会雑誌；15（4）1965）。帰国途上、ドイツ、イギリス、フランス、スイスおよびイタリア各国の歯科衛生事情を視察した。

1967年9月から3カ月間、人事院行政研修（係長級）を受講した。

高木課長の後任の課長は、**笹本正次郎**（1963年～75年退官後、神奈川県社会保険診療報酬支払基金）である。東京歯科医専（1937年）卒、医師・歯科医師のダブルライセンスをもち、国立病院課長補佐から、歯科衛生課長となり、在任中は各種の「要領」作成にあたった。2007年に逝去。

ついで、**能美光房**（1975年～78年退官後、東京歯科大学教授のちに奥羽大学学長）課長で、東京歯科医専（1947年）卒→弘前医大（1952年）卒→青森県内の保健所長→福島大学→厚生技官、文部省体育局体育官から歯科衛生課長に就任した。1歳6か月児歯科健康診査を企画・実施した。1997年に逝去。

続いて、**三井男也**（1978年～89年退官後、神奈川県社会保険診療報酬支払基金）課長で、日本大学歯学部（1959年）卒、公衆衛生修学生出身、神奈川県小田原保健所→厚生技官（国立が

んセンター運営部企画室長から歯科衛生課長) 全国歯科保健大会を企画(1980年から毎年実施)、老人保健事業、在宅寝たきり老人歯科保健推進事業、歯科医師臨床研修制度の創設などに尽力した。いわば転換期の歯科衛生行政を担当し、その独自性を樹立したといえる。

以上の歴代課長にそれぞれ上司として仕えた。

1969年12月、医務局国立病院課課長補佐(第2次佐藤内閣・斉藤昇大臣)、(厚生の指標; 19(4)1972)。

1974年4月、山形県衛生部保健予防課長(日本公衛誌; 24(1)1977)。

1975年4月から東京医科歯科大学医学部公衆衛生学教室の専攻生となり、前田博教授の指導を受け、歯科診療所の地域分布の要因分析についての学位論文をまとめて、1980年7月に東京医科歯科大学から、医学博士を授与された(お茶の水医学雑誌; 28(2)1980)。

77年2月、厚生省保険局医療課課長補佐(福田赳夫内閣・渡辺美智雄大臣)

80年8月、国立がんセンター運営部企画室長

83年4月、厚生省保険局歯科医療管理官(第1次中曽根内閣・林義郎大臣)

87年5月、国立がんセンター運営部長

89年9月、古巣の厚生省健康政策局歯科衛生課長に就任(第1次海部内閣・戸井田三郎大臣)。20年ぶりのことであった。

1993年1月、厚生省を退官(宮沢内閣・丹羽雄哉大臣)、同年4月から東京歯科大学、1999年7月から鶴見大学歯学部にも勤務してきたが、2006年3月にすべての教職を辞して、現在に至っている。

振り返ってみると、狭義の歯科衛生業務に従事したのは30年余の公務員生活のうち10年余りで、あとは他の業務についていたという点で、最近の歯科行政官のキャリアとはいささか異なっている。また、公務員生活のすべての期間に亘り自民党単独内閣の下で行政を担当したことも、現在の行政と政治との関わり方と異なっていたといえることができる。

2. 衛生行政における歯科衛生行政の関わり

厚生省医務局に「歯科衛生課」が設置されたのは、1948年7月15日であり、昨年60周年を迎えた。同課は、当初は1948年7月30日に公布された歯科医師法および歯科衛生士法、そして1955年8月16日公布の歯科技工(士)法を所管してきたが、1984年に「歯科保健医療の普及及び向上に関すること」が追加された。歯科衛生課が所属する局は、医務局→健康政策局→医政局と名称は変わったが、所掌事務は殆ど変わっていない。それは、歯科医療関係者についての指導監督であり、歯科衛生課が直接担当している最大の事務は歯科医師国家試験と歯科医師免許登録の実施であった。なお、1997年に課の名称を「歯科保健課」に変更している。

「歯科衛生」という言葉は、「歯科衛生士」に合わせてつけられたもので、「医事課」や「看護課」とはその意味が異なっているが、「歯科保健」になると、その業務内容とはやや乖離していると思われる。何故ならば「衛生」には、強制的な意味があるのに対し「保健」には奨励的な意味はあっても、業務や身分を規制する意味は殆どないからである。しかし、国民側からみれば、「衛生」よりも「保健」の方が、より好ましいといえることができる。

3. 保健所における口腔衛生

1947年に「保健所法」が改正され、その事業として歯科衛生(現在は歯科保健)に関する事項が取り入れられてから、保健所に歯科医師及び歯科衛生士が採用されることになった。例えば東京都では、二つの保健所がモデル保健所となり、それぞれ次にあげる歯科医師が勤務している。

- ・故丹羽輝男(中央保健所→日本歯科大学教授)
- ・故宮入秀夫(杉並西保健所→鶴見大学短期大学部教授)

保健所は、当初は自ら健康診査・保健指導などを行うなど、まさに公衆衛生の第1線機関であったが、次第にこれらの業務は市区町村に移管され、1994年に「保健所法」から「地域保健法」に改められてからは、保健所の事業は、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされ、実際の歯科保健事業は任意設置となっている市町村保健センターが中心となって行われている。

4. 厚生労働省などにおける歯科行政官

国際歯科医師連盟 (FDI) は、世界保健機関 (WHO) と連携のもとに、毎年開かれている年次総会の際に、“Chief Dental Officer” の会議を開催している。主任歯科技官会議と訳されて、各国の歯科保健衛生業務の責任者である歯科医師が出席している。わが国では、現在の医政局歯科保健課長がこれに相当していることから、国際的に歯科衛生 (保健) 課長はその国における歯科保健医療分野の責任者と認識されている。

(1) 歴代歯科衛生 (保健) 課長

初代：故**大西栄蔵** (1948 年～58 年→国立予防衛生研究所歯科衛生部長)

2 代：故**高木圭二郎** (1958 年～63 年退官後、東京歯科大学教授、同大学長)

3 代：故**笹本正次郎** (1963 年～75 年退官後、神奈川県社会保険診療報酬支払基金)

4 代：故**能美光房** (1975 年～78 年退官後、東京歯科大学教授、のち奥羽大学学長)

5 代：故**三井男也** (1978 年～89 年退官後、神奈川県社会保険診療報酬支払基金)

6 代：故**宮武光吉**、7 代：故**佐治靖介** (2009 年 6 月逝去)、8 代：故**石井拓男**、9 代：故**滝口 徹**、10 代：故**山内雅司**、11 代：故**日高勝美**

(2) 歯科医療管理官

保険局医療課には、歯科技官が課長補佐として在職していたが、1965 年に保険局歯科医療管理官が設置され、初代管理官は、稲葉利正が就任した。保険局と旧医務局との人事交流は、全くなかったが、1977 年に私が、医療課長補佐に、1983 年に歯科医療管理官に任命されてからは、相互に人事交流が行われている。

歴代の歯科技官および医療管理官は次のとおりである。

- ・故**水野銈太郎** (課長補佐→社会保険診療報酬支払基金) 東京歯科医専 (1927 年) 卒、水野旋風伝説、1960 年退官、1977 年逝去
- ・故**稲葉利正** (1975 年退官後、全国土木健康保険組合) 東京高等歯科 (1938 年) 卒、初代歯科医療管理官 (医療課長補佐から、昇任)、1999 年逝去
- ・故**山本治** (1975 年～83 年退官後、社会保険診療報酬支払基金) 日本大学歯学部 (1956 年) 卒、大学院 (衛生学教室)→広島県 (地方技官)→

厚生技官 (保険局医療課長補佐から、昇任)

この他にも、課長補佐クラスで退官した数多くの歯科行政官がいるが、その中で、異色といえる二人を紹介したい。

一人は故**曾根正陽**で、1944 年に東京高等歯科を卒業後、兵役を経て厚生省に入り大臣官房統計調査部 (現統計情報部) に勤務していた時に、雑誌「厚生 の 指標」の編集に携わり、特集「国民衛生の動向」の創刊時から編集委員長となった。退職後は、製薬会社の役員を務めた。

もう一人は、故**西 真楠**で、1945 年に日本歯科医専を卒業後、東京大学医科学研究所などを経て、厚生省に入り、長く統計調査部に勤務し、データ管理室長で退官後、日本歯科医師会嘱託を務めた。雑誌「厚生 の 指標」の巻頭にはその時々 の テーマによるグラフが掲載されているが、“m. nishi” の署名入りのグラフは、本人の自筆によるものである。

(3) 国立予防衛生研究所歯科衛生部 (現国立保健医療科学院口腔科学部)

1958 年に創設され、2008 年に創立 50 周年を迎えた。しかし、その所属は、国立予防衛生研究所→国立感染症研究所 (名称変更)→国立公衆衛生院→国立保健医療科学院 (組織・名称変更) へと、変更されている。また部の名称も「口腔保健部」に改称されている。

歴代部長は次のとおりである。

- ・故**大西栄蔵** (歯科衛生課長から就任、1970 年現職で逝去)
- ・故**荒谷真平** (東北大学歯学部教授から就任、1999 年逝去)
- ・故**浜田茂幸** (大阪大学歯学部から就任、→大阪大学歯学部教授)
- ・故**古賀敏比古** (九州大学歯学部から就任、→九州大学歯学部教授、2001 年逝去)
- ・故**花田信弘** (岩手医科大学歯学部から就任、→鶴見大学歯学部教授)
- ・故**三浦宏子** (九州保健福祉大学保健科学部教授から 2008 年就任)

(4) その他の官庁

その他の官庁で歯科医師が勤務しているのは文部科学省のみであり、次の方々が勤務している。

- ・故**竹内光春** 初等中等教育局教科調査官 (退官後東京歯科大学教授) 2008 年逝去

- ・故能美光房体育局体育官（保健担当）のち歯科衛生課長，1997 年逝去

現在，大原里子専門官が高等教育局医学教育課に勤務している。

5. 歯科大学・大学歯学部との関係

衛生行政は，科学技術行政であるといわれているが，一般衛生行政では「公衆衛生学」がその基盤となっているのに対し，歯科衛生行政では「口腔衛生学」がその基盤となっているといえる。そして，大学歯学部または歯科大学の口腔衛生学（社会歯科学）系の教授と，歯科行政官との人事交流は，医科・公衆衛生学と比べて，きわめて少ないが，その例を次に示す。

- ・東京歯科大学（口腔衛生学：竹内，衛生学：上田喜一，社会歯科学：高木→能美→石井俊文元予研歯科衛生部室長→宮武→石井拓男）
- ・東京医科歯科大学 口腔衛生学：岡本→大西正男→予防歯科学：岡田昭五郎元予研歯科衛生部室長→川口陽子
- ・日本歯科大学：衛生学 丹羽輝男，新潟生命歯学部・衛生学：末高武彦元歯科衛生課長補佐
- ・新潟大学歯学部 口腔生命福祉学科：大内章嗣元歯科保健課長補佐
- ・日本大学歯学部衛生学 鯉沼→木所→吉田茂元予研歯科衛生部室長
- ・松戸歯学部 総合口腔医学保健医療政策学：笹井啓史元医療課課長補佐
- ・明海大学歯学部 社会健康科学講座医療情報科学：山内雅司元課長
- ・鶴見大学歯学部 社会歯科学：宮武，探索歯学：花田信弘元国立保健科学院部長
- ・神奈川歯科大学 社会歯科学講座歯科医療社会学分野：滝口徹元課長

6. 政治家となった歯科医師

戦後，衆議院及び参議院の議員となった歯科医師は次のとおりである。これらの方々については，歴史的な観点から評価がなされることを期待したい。

吉田セイ（衆議院議員，以下衆），原 国（衆），田中 元（衆），杉山元次郎（衆），中村英男（衆），

林 了（参議院議員，以下参），竹中恒夫（参），鹿島俊雄（参），中尾辰義（参），浅井 亨（参），浅井美幸（衆），矢追秀彦（参），井上 裕（衆，参），関口恵造（参），木暮山人（参），大島慶久（参），中原 爽（参），吉田幸弘（衆），石井みどり（参），新井悦二（衆），関口昌一（参），大久保潔重（参），島田智哉子（参），川口 浩（衆），水野智彦（衆），永末英一（衆，非歯科医師，永末書店社長）

7. これからの歯科保健衛生行政と歯科行政官の役割

これまでの歯科保健衛生行政は，歯科医師など関係職種の試験・免許を除けば，殆どが，一般保健衛生行政の中での歯科保健医療施策を，遺漏のないように推進していくことであった。例えば，1961 年から開始された「児童福祉法」（のちに母子保健法）に基づく三歳児健康診査や，1977 年から始められた「母子保健法」による 1 歳 6 か月児健康診査の中に歯科健康診査を組み入れることや，母子健康手帳の中に歯科保健についての記載を行うといったことなどである。1982 年の「老人保健法」に基づく保健事業では，当初歯の健康教育や健康相談が組み入れられず，5 年後の 1987 年からこれらが導入されている。

これらは，歯科保健独自の施策が樹立されていなかったためともいえるが，その理由を考えると，その一つは，学歴の問題であり，戦前の歯科医師養成が専門学校であったことから，大学の医学部や法学部卒が中心の行政官群の中では十分な力を発揮することは困難であったと思われる。もう一つは，歯科保健衛生行政が一般保健衛生行政の一部として位置付けられ，歯科保健衛生独自の施策である法律，予算および組織などを打ち出すには，多くの障壁があったと考えられる。この二つの要因は，相互に関連しているが，基本的には，身分資格とは異なり，行政的には医・歯二元論に立っていなかったことがその根底にあるとも考えられる。さらに，医師である行政官と歯科医師である行政官との圧倒的な数の差もその理由と考えられる。私が在籍していた頃の厚生省内の医系技官の総数は 80 名（他に外部への出向者 135 名），うち歯科医師は 7 名に過ぎず，医師の場合は，局長が 3 名，部長・審議官 2 名，課長が 15 名であったのに対して，歯科医師の場合には課長 1，管理

官1と管理職は2名に過ぎず、質量ともに彼我の差は歴然としている。

もう一つの視点として、歯科保健衛生行政が、歯科医師、歯科診療所などを中心とした「歯科業界」の発展を一義的に目指してきたことを挙げるができる。そこでの歯科行政官は、ダウンズのいう「情熱型」の官僚として、比較的狭い分野または個別の政策や考え方に忠実で、その実現のための影響力を持つために権力を追求してきたと考えられる。つまり、より広範な政策や使命に忠実な「提唱型」や、社会全体に忠実で、広範な政策に対して強力な影響力を持つ「政治家型」ではないが、さりとて「私益」のために、権力・収入・威信の最大化を追求する「立身出世型」とか「私益」のため権力・収入・威信の維持・安全を追求する「保守型」ではなかったといえないだろうか。

歯科保健独自の政策が、取り上げられたのは、1988年の「在宅寝たきり老人歯科保健推進事業」からであり、その後1992年からの「8020運動推進対策事業」の展開により、歯科保健対策が、独立して推進されるようになったといえる。その後、2000年に策定された健康日本21や2002年に公布された「健康増進法」の中では「歯の健康」が条文中に取り上げられている。

現在、厚生労働省に勤務している歯科行政官は、関係機関を含めて合計19名であり、その所属も、医政局、保険局、健康局、老健局および地方厚生局など多岐にわたっている。私の入省した時代に

は、医務局に3名、保険局に2名と合計5名しかいなかったのに比べると、今昔の念に堪えない。

また、独立行政法人も含む付属機関にも歯科医師である研究者も多くなってきたことは、大変喜ばしいことである。

一般に行政官は、それぞれの職務を独立して処理することが原則であって、部局が異なると同じ事項についてもその対処法が異なることもあるが、それらの情報については、ある程度共有することが必要なことも多いことも事実である。また、それらを統括する役職者が、歯科保健医療の分野にはいないので、内部の調整はもとより外部との折衝に際しては、力不足の感を禁じえない。

また、衛生行政は現場で起こっていることに迅速かつ的確な対応が必要とされていることから、行政官はある時期、出来れば早い時期に公衆衛生の現場での経験を経ることが、本人のみならず組織としても有効であると考えられる。その意味では、かつての「公衆衛生修学生」制度において、まず保健所などに配置し、その後都道府県庁、厚生省などに転じるようにしていたことは、効果的なキャリアプランではなかったかと思われる。また、多様化している国民の行政需要に応えるためには、各種のネットワークを駆使することが必要とされ、優れた感性を持ち、適正な判断ができる者が必要となる。従って、高い教養を基礎とし、優れた専門知識を持つ行政官が歯科衛生行政に参入されることを切に望むものである。

「歯科行政官の系譜」関連年表（1945～2009）

年・月	事 項
1945・8	敗戦
1947・5	日本国憲法施行
1947・9	新「保健所法」制定，歯科衛生が業務の一つとされる
1948・7	厚生省医務局に歯科衛生課設置（初代課長：大西栄蔵）〔草創期：占領下の時代〕
1948・7	「歯科医師法」，「歯科衛生士法」制定
1949・9	「弗化ソーダ局所塗布実施要領」（厚生省公衆衛生局長，文部省初等中等教育局長連名）通知
1952・4	対日平和条約・日米安全保障条約発効
1952・4	京都山科地区における水道水フッ化物添加開始→1965年まで
1953・8	「歯科医師法」改正（歯科医師の死亡診断書交付禁止を削除）
1955・8	「歯科技工法」制定，「歯科衛生士法」改正（歯科診療の補助追加）
1957・10	第1回歯科疾患実態調査実施（以後，6年ごとに実施）
1958・4	歯科衛生課廃止，歯科参事官設置（歯科参予防事官：高木圭二郎）
1958・4	国立衛生研究所に歯科衛生部を設置（大西栄蔵部長）
1961・4	国民皆保険の実現
1961・7	3歳児歯科保健指導要領，歯科健康診査開始（児童福祉法）
1963・4	歯科衛生課復活（2代課長：高木圭二郎）〔復興期：高度経済成長・母子保健の時代〕
1963・11	（3代課長：笹本正次郎）
1964・6	「母子歯科保健指導要領」通知
1966・4	「弗化物歯面局所塗布実施要領」通知
1967・8	「歯口清掃の手引き」通知
1968・6	「歯周疾患予防のための保健指導要領」通知
1975・8	（4代課長：能美光房）
1977・4	1歳6か月児歯科健康診査開始（母子保健法）
1978・1	（5代課長：三井男也）〔転換期：少子高齢化・老人保健の時代〕
1980・10	第1回全国歯科保健大会開催
1987・4	歯の重点健康教育，重点健康相談開始（老人保健法） 歯科医師臨床研修開始（補助事業）
1988・4	在宅寝たきり老人歯科保健推進事業開始
1989・6	「歯科衛生士法」改正（歯科保健指導を追加）
1989・9	（6代課長：宮武光吉）
1989・12	「8020運動」提唱（「成人歯科保健対策検討会」中間報告）
1990・3	「幼児期における歯科保健指導の手引き」通知 「保健所における歯科保健業務指針」通知
1991・4	成人歯科保健対策事業開始
1992・4	8020運動推進対策事業開始 訪問口腔衛生指導開始（老人保健事業）
1993・1	（7代課長：佐治靖介）
1993・4	8020運動推進支援事業開始 在宅心身障害（児）者の歯科保健推進事業開始
1994・2	「歯科技工法」を「歯科技工士法」に改正
1994・7	世界口腔保健学術大会開催
1994・12	「地域保健法」制定，保健所業務のうち歯科衛生が歯科保健となる
1995・4	歯周疾患検診開始（老人保健法による総合健康診査）
1995・6	（8代課長：石井拓男）〔充実期：社会変動・総合的生涯保健の時代〕
1996・4	厚生科学研究「口腔保健と全身的な健康状態の関係について」開始
1997・3	「妊娠婦，乳児及び幼児に対する歯科健康診査及び保健指導の実施について」通知 「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針」通知
1997・4	歯科医師臨床研修努力義務実施（歯科医師法）

年・月	事 項
1997・7	歯科衛生課が歯科保健課に名称を変更
1999・8	(9代課長：滝口 徹)
2000・4	8020 運動推進特別事業開始
2000・4	「老人保健法による歯周疾患検診マニュアル」通知
2003・1	「フッ化物洗口ガイドラインについて」通知
2004・2	(10代課長：山内雅司)
2004・9	(11代課長：日高勝美)
2005・4	歯科衛生士教育3年制開始
2006・4	歯科医師臨床研修制度の必修化開始（歯科医師法）
2006・12	「今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告
2008・7	「歯科診療ガイドラインのあり方について」 (歯科診療所における歯科保健医療の標準化のあり方等に関する検討会報告書) 通知
2008・12	「口腔機能の向上マニュアル（暫定版）」通知
2009・6	「歯科保健と食育のあり方に関する検討会」報告